

くまもと 議長会報

第 56 号

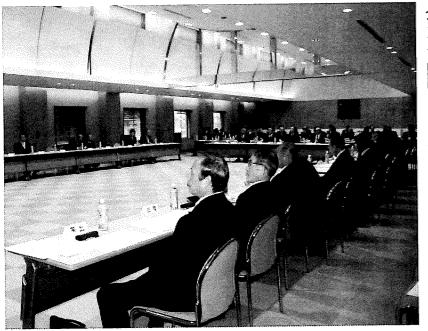
発行 熊本県町村議会議長会
熊本市東区健軍2丁目4番10号
TEL 096-365-0400
編集者 松尾純久



鍋ヶ滝（小国町）

もぐじ

道州制導入に断固反対 特別決議を採択 (第64回定期総会) 2	平成26年度の本会会務運営方針及び 事業計画・予算等を決定 5
地方からの「提案募集」・「手挙げ」方式の導 入を 7	国から地方へ48事項を移譲 (地方分権改革推進本部) 12
自民党へ道州制断固反対の意見書提出 (全国町村議会議長会) 14	新議長・再選議長プロフィール 22
全国町村議會議員団体補償制度 24	全国町村議會議員団体補償制度 25
団体医療保険 24	潤い、文楽、そよ風でつづる 山都町 25
歴史とロマンの里 多良木町 26	多良木町 27
議長会の動き 28	



出席した県内町村議会議長

ほとんどの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、地域間の格差はますます拡大し、住民と行政との距離が遠くなることから、「住民自治が衰退することは明らかである」とした。朗読は大塚昇菊池郡理事（菊陽町）が行い、満場の拍手をもつて賛意が表明された。

この後、採択した各郡からの要望事項、宣言・決議・特別決議の実現を図るため、実行運動方法が協議され、関係各方面への要望については、本会正副会長及び各理事に一任することに決定した。

以上すべての付議事件の審議を終了し、岩田重成副会長（上益城郡御船町）が閉会のことばを述べ、本総会を閉じた。

各郡からの要望（各郡提出案件）

第1	町道金木鶴越線の事業促進について要望 <small>かなぎつるごえん</small>	(下益城郡提出)
第2	国道 445 号の事業促進について要望	(下益城郡提出)
第3	有明海沿岸道路（II 期）の整備について要望	(玉名郡提出)
第4	菊池南部地域における交通渋滞緩和について要望	(菊池郡提出)
第5	国道 57 号の4車線化について要望	(阿蘇郡提出)
第6	県道堂園小森線（206 号）の主要地方道への道路種別の昇格と道路改良の早期完成について要望 <small>どうぞのこもり</small>	(阿蘇郡・上益城郡提出)
第7	「九州中央自動車道」の早期整備について要望	(上益城郡提出)
第8	熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について要望 <small>ろっかあきつしんまち</small> (一般県道六嘉秋津新町線の抜本的整備)	(上益城郡提出)
第9	県道御船甲佐線の「田口橋」架け替えについて要望 <small>たぐしばし</small>	(上益城郡提出)
第 10	二級河川『氷川』の整備について要望 <small>ひかわ</small>	(八代郡提出)
第 11	交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望	(葦北郡提出)
第 12	球磨川における抜本的な治水対策の促進について要望	(球磨郡提出)
第 13	国営川辺川土地改良事業の推進について要望	(球磨郡提出)
第 14	国道 219 号に直結するスマートインターチェンジの整備について要望	(球磨郡提出)
第 15	交通基盤の早期整備について要望	(天草郡提出)

道州制導入に断固反対 特別決議を採択

来年度の会務運営方針・予算も可決



拶をする松尾純久会長



代表謝辞を述べる 多賀勝丸和水町議会議長



総会議長を務める
日本佳久山江村議会議長

その後、総会議長の選任が行われ、総会議長に松本佳久山江村議会議長を選任し議事に入つた。

議事は、まず総会議長より会議録署名人の指名が行われ、坂梨公介西原村議会議長、西村久徳五木村議会議長が指名された。続いて、会務報告の後、平成24年度歳入歳出決算が上程され、監事の大塚龍一郎大津町議会議長の監査報告を受けた後、満場一致で認定された。

平成25年度補正予算の報告の後、平成26年度会務運営方針に基づく、総額3269万3千円の同年度予算が議題とされ、原案通り可決された。

次に、各郡提出案件の審議に入り、「町道金木鶴越線について要望」他15件が一括提案され、全ての案件を各関係機関に要望することに決定した。

引き続き、宣言に入り、過疎化・高齢化が進み地域の活力が減退している町村において、更なる地方分権改革の推進と一般財源の充実強化(下町ぐらまつこ)等

る宣言を、永田義昭八代郡理事（氷川町）が朗読し、満場の拍手をもつて賛意が表明された。

次に、決議に入り、議会の機能強化や少子化対策、農林水産業対策の強化など12項目を内容とする決議を、犬童數元球磨郡理事（球磨村）が朗読し、同じく満場の拍手をもつて賛意が表明された。

続いて、道州制の導入に断固反対する特別決議が議題とされた。特別決議では、「町村議会は平成20年の議長大会以来、道州制の導入には反対であること」を強く要請してきたが、与党では、道州制導入ありきの法案である基本法案を国会に提出する動きがあり、強い不信の念を抱かざるを得ない。道州制の導入により、

我々町村は、歴史・伝統文化を守り、食糧の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全などに努め、地域の特性や資源を活かし、住民と協働しながら、個性あるまちづくりを自主的・自立的に進めてきた。

しかしながら、都市部に立地する一部の企業では、景気回復の兆しが見られるものの、町村は、人口の減少による過疎化・高齢化の進行の中で、依然として深刻な経済・雇用情勢が続いている。地域の活力は減退している。

このような現状を開拓するため、国には、権限・事務の移譲や義務付け・枠付けの見直し、それに伴う税財源の移譲を一體的に進める、更なる地方分権改革の推進を求め、町村がより自動的な地域づくりを行えるよう働きかけていく必要がある。

道州制の導入に断固反対する特別決議



特別決議を朗読する
大塚 昇菊池郡理事

我々町村議会は、平成 20 年の町村議会議長全国大会以来、あらゆる機会を通じて、道州制の導入には反対することを政府・国会に対し、強く要請してきた。

しかしながら、与党においては、「道州制推進基本法案」を国会に提出する動きがあり、一部の野党においては、すでに「道州制への移行そのための改革基本法案」を提出するなど、道州制の導入を目指す動きが依然としてあることに強い不信の念を抱かざるを得ない。

これらの法案は、道州制導入の必要性・理念や導入後の具体的な姿を明確に示さないまま、期限を区切つて国民会議に対して法制整備を義務付けており、まさに道州制導入ありきの法案であると言わざるを得ない。

道州制が導入された場合、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の強制合併を余儀なくされ、結局は大都市やインフラ整備が整った中心地域にヒト・モノ・力が一極集中し、

平成 26 年 2 月 18 日

熊本県町村議会議長会

第 64 回定期総会

地域間の格差はますます拡大するおそれが極めて強い。

加えて、効率性や経済性のみを優先し、一方的に再編された「基礎自治体」や道州では、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

このような道州制は、地方分権とは似て非なるものであり、国を弱体化させるものである。むしろ今行るべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。

よって、道州制の導入には断固反対する。

以上、特別決議する。

第 1 基本方針

本会は、町村の振興発展と議会機能の充実強化に寄与するため、時代に即応した新たな発想のもとで、会務運営の合理化と活性化に努め、有効適切な政務活動と各種事業を積極的に展開する。

また、町村議会の使命と役割の適正・円滑な遂行に資するため、的確な政策情報、動向等を把握し、資料の収集と提供を迅速かつ積極的にを行う。

以上のことから、本会は次のとおり、平成 26 年度の政務活動、諸事業を決定し、各郡町村議会議長会、各町村議会及び関係諸団体と緊密に連携しながら、その目的達成に努めることとする。

宣言

我々町村は、歴史・伝統文化を守り、食糧の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全などに努め、地域の特性や資源を活かし、住民と協働しながら、個性あるまちづくりを自主的・自立的に進めてきた。



宣言を朗読する
永田義昭八代郡理事

分権型社会の実現を期する

町村財政の確立強化、地方交付税総額の復元・増額を期する
議会の機能、議会事務局体制の強化を期する

東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する
地域保健医療の向上、医療保険制度の改善を期する

少子化対策の推進、社会福祉対策の強化を期する
教育・文化の振興、青少年健全育成対策の充実強化を期する

農林水産業、中小企業振興対策の強化を期する
国土政策の推進、消防体制の強化を期する

環境保全対策の推進を期する
情報化施策の推進を期する

以上、決議する。

また、町村が行財政運営を円滑に進めていくために、地方の社会に遍在性の少ない安定的な地方税の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額と合わせた、一般財源の充実強化を求めていくことが不可欠である。

我々町村議会は、地域住民の代表として、決意を新たに、その責務の重大さを深く自覚し、創造性に富んだ地域社会の構築と、町村や義務付け・枠付けの見直し、自治の進展のため、全力で邁進することをここに誓つ。

平成 26 年 2 月 18 日
熊本県町村議会議長会
第 64 回定期総会



決議を朗読する
犬童數元球磨郡理事

平成 26 年 2 月 18 日
熊本県町村議会議長会
第 64 回定期総会

決議

な事情への対応が可能となる「手挙げ方式」を導入すべきとした。地方公共団体が住民に情報発信を行うことにより、住民が改革の成果を実感でき、地方分権に主体的に関わることが望まれるとしている。

道州制については、国の在り方を根本から見直す大きな改革であり、国民的な議論を要する課題としている。

今後の地方分権改革は、「個性を活かし自立した地方をつくる」というミッションを最大の目的とし、それを通じ、住民が享受できる豊かさを実現するビジョンを達成目標として進めるべきであり、その豊かさは、行政の質と効率の向上、まちの特色・独自性の活用、地域の協働により導かれるとしている。

また、改革推進に当たって重要な事項として、住民生活をどう豊かにするのか意識するなど住民の想いを大切にする、住民に最も近い

し、他の団体で十分検討する」としていいる。

今後は、各府省横断的に見直す方式での義務付け・枠付けの見直しは一通り検討を終えたことから、団体からの提案募集方式を活用し、重点分野を明確にしながら検討を進めるべきとしている。

地方税財政については、個性を活かし自立した地方をつくるため、その基盤となる地方税財源の充実確保が必要不可欠であることから、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方交付税については、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、所要の総額を安定期に確保することが必要であるとしている。特に地方交付税は、国・地方とも巨額の財源不足が続く中、10 年以上にわたり臨時財政対策債の発行が続いていることから、法定率の引き上げを図り、そ

の現状から脱却する道筋を立てて改めて、中期的にわたり、メディア

改革の推進に当たる3つに期待すること

くまもと議長会報 第 56 号

日本全体の成長戦略に資するような改革を目指し地域の元気をつくら、最適なサービス提供体制を追及し広域の連携を促進する、といつた点を考慮すべきとしている。

道州制については、国の在り方を根本から見直す大きな改革である、国民的な議論を要する課題としている。

今後の地方分権改革は、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目標に、ミッションを最大の目的とし、それを通じ、住民が享受できる豊かさを実現するビジョンを達成目標として進めるべきであり、その豊かさは、行政の質と効率の向上、まちの特色・独自性の活用、地域の協働により導かれるとしている。

また、改革推進に当たって重要な事項として、住民生活をどう豊かにするのか意識するなど住民の想いを大切にする、住民に最も近い

し、他の団体で十分検討する」としていいる。

今後は、各府省横断的に見直す方式での義務付け・枠付けの見直しは一通り検討を終えたことから、団体からの提案募集方式を活用し、重点分野を明確にしながら検討を進めるべきとしている。

地方税財政については、個性を活かし自立した地方をつくるため、その基盤となる地方税財源の充実確保が必要不可欠であることから、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方交付税については、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、所要の総額を安定期に確保することが必要であるとしている。特に地方交付税は、国・地方とも巨額の財源不足が続く中、10 年以上にわたり臨時財政対策債の発行が続いていることから、法定率の引き上げを図り、そ

の現状から脱却する道筋を立てて改めて、中期的にわたり、メディア

な事情への対応が可能となる「手挙げ方式」を導入すべきとした。地方公共団体が住民に情報発信を行うことにより、住民が改革の成果を実感でき、地方分権に主体的に関わることが望まれるとしている。

今後の地方分権改革は、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目標に、ミッションを最大の目的とし、それを通じ、住民が享受できる豊かさを実現するビジョンを達成目標として進めるべきであり、その豊かさは、行政の質と効率の向上、まちの特色・独自性の活用、地域の協働により導かれるとしている。

また、改革推進に当たって重要な事項として、住民生活をどう豊かにするのか意識するなど住民の想いを大切にする、住民に最も近い

し、他の団体で十分検討する」としていいる。

今後は、各府省横断的に見直す方式での義務付け・枠付けの見直しは一通り検討を終えたことから、団体からの提案募集方式を活用し、重点分野を明確にしながら検討を進めるべきとしている。

地方税財政については、個性を活かし自立した地方をつくるため、その基盤となる地方税財源の充実確保が必要不可欠であることから、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方交付税については、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、所要の総額を安定期に確保することが必要であるとしている。特に地方交付税は、国・地方とも巨額の財源不足が続く中、10 年以上にわたり臨時財政対策債の発行が続いていることから、法定率の引き上げを図り、そ

の現状から脱却する道筋を立てて改めて、中期的にわたり、メディア

基礎自治体の考え方を汲み取る、日本全体の成長戦略に資するような改革を目指し地域の元気をつくら、最適なサービス提供体制を追及し広域の連携を促進する、といつた点を考慮すべきとしている。

これらを踏まえ、改革の進め方として、まず第二次分権改革の残された課題である国から地方への事務権限の移譲等に加え、昨年の月の第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への移譲等について、通常国会に第4次一括法案を提出するものとしている。

また今後の改革では、「提案募集方式」の導入による地方の発意に根差した取組や「手挙げ方式」の導入による地方の多様性を重んじた取組、効果的な情報発信に軸足を置いて取り組む必要があるとしている。

また、改めて改革を担う主体である、国、都道府県、市町村、住

民それぞれの役割を整理すべきであるとし、市町村間、都道府県間の水平方向の連携や垂直方向の連携など相互補完を活かすことも必要であるとしている。特に住民は、地方公共団体の政策形成に参画し、協働する主体であることを期待するとして、その際、住民の意見を地域の政策課題に反映させる上で、地方議会の役割は重要であるとしている。

また、権限移譲に当たっては、移譲された事務権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、マニコアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行なうべきであるとした。

規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）について、これまで地方公共団体の独自の取組事例の実績が増えていくことを踏まえ、先進的な取組事例について団体に広く周知・PRを行うことを通じて、見直しの効果を広く団体間で共有されるとした。

また、住民が改革の意義を実感できるよう、改革の成果を評価した上で、可視化して住民に分かりやすい情報発信に努めるべきとしている。

改革が進む中で、改革の内容を豊かにし、自立する地方の基盤を評価する住民自治の改革が重要であるとし、住民の政策形成過程への参画、住民と行政との協働、住民による事業や政策の評価・チエックなど、住民自治に資する仕組を取り入れ、その進化を図るべきとした。

2 具体的な改革の目指すべき方向

今後は、人口減少社会を見据えつつ、運用の実情も踏まえて、国、都道府県、市町村の役割分担を見直すべきとし、その際、補完性・近接性の原理に立つて「市町村優先の原則」により、住民にとって最も効果が上がるよう検討すべきであるとしている。

また、各団体の規模や能力は多様であるとしている。

アにおける関心も低調になり、地方公共団体間で取組に差が生じている面がある」とから、目に見え形で成果を住民に還元する」とが求められているとし、これまでの国の制度改革や移譲された事務・権限を最大限に活かし、広域連携等の相互補完ネットワークを活用しながら、地域課題の解決に独自の工夫を凝らすことが期待されるとした。

また、住民が改革の意義を実感できるよう、改革の成果を評価した上で、可視化して住民に分かりやすい情報発信に努めるべきとしている。

改革が進む中で、改革の内容を豊かにし、自立する地方の基盤を評価する住民自治の改革が重要であるとし、住民の政策形成過程への参画、住民と行政との協働、住民による事業や政策の評価・チエックなど、住民自治に資する仕組を取り入れ、その進化を図るべきとした。

地方議会は、住民自治の拡充のため、行政を監視・評価し、住民の意見を集約・代弁し、住民に対し説明するという期待される機能をより発揮すべきとした上で、住民との対話の機会を活用し、住民の意図が政策に反映されるようにする」とで、住民の参加意識が高まり、次の課題に対する問題意識が醸成する好循環の形成を目指すべきとした。

各地方公共団体が、国・都道府県・市町村間の役割分担や規制緩和の在り方など、十分に深掘りして検討し、国に対し積極的に問題提起することで、初めて更なる地方分権改革の推進が可能とした。

また、個々の地方公共団体の提案に加え、引き続き、地方六団体、とりわけ執行機関を代表する全国知事会、市長会、町村会が全体を取りまとめ、率先して改革議論を導く機能を担うべきとした。

アにおける関心も低調になり、地方公共団体間で取組に差が生じている面がある」とから、目に見え形で成果を住民に還元する」とが求められているとし、これまでの国の制度改革や移譲された事務・権限を最大限に活かし、広域連携等の相互補完ネットワークを活用しながら、地域課題の解決に独自の工夫を凝らすことが期待されるとした。

また、住民が改革の意義を実感できるよう、改革の成果を評価した上で、可視化して住民に分かりやすい情報発信に努めるべきとしている。

改革が進む中で、改革の内容を豊かにし、自立する地方の基盤を評価する住民自治の改革が重要であるとし、住民の政策形成過程への参画、住民と行政との協働、住民による事業や政策の評価・チエックなど、住民自治に資する仕組を取り入れ、その進化を図るべきとした。

地方議会は、住民自治の拡充のため、行政を監視・評価し、住民の意見を集約・代弁し、住民に対し説明するという期待される機能をより発揮すべきとした上で、住民との対話の機会を活用し、住民の意図が政策に反映されるようにする」とで、住民の参加意識が高まり、次の課題に対する問題意識が醸成する好循環の形成を目指すべきとした。

各地方公共団体が、国・都道府県・市町村間の役割分担や規制緩和の在り方など、十分に深掘りして検討し、国に対し積極的に問題提起することで、初めて更なる地方分権改革の推進が可能とした。

また、個々の地方公共団体の提案に加え、引き続き、地方六団体、とりわけ執行機関を代表する全国知事会、市長会、町村会が全体を取りまとめ、率先して改革議論を導く機能を担うべきとした。

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)～

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

これまでの地方分権改革

報 令 長 議 と も も あ く

平成26年3月31日

第56号

報 令 長 議 と も も あ く

平成26年3月31日

第56号 [10]

地方分権改革の理念を構築

- 一国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

- 一時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

- 一機関委任事務制度の廃止
- 一国の関与のルールの確立

法的な自主自立性の拡大

- 一自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

- 一地方分権の意義を普及啓発

改革の理念を継承し発展へ

- 一個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- 一地方からの「提案募集方式」の導入
- 一政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

- 一連携と補完によるネットワークの活用
- 一「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充

- 一自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

- 一住民の理解と参加の促進

改革の「総括」 ~20年の歩み~

第1次分権改革(H7~11):国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へ
例:機関委任事務制度の廃止、国の関与のルールの確立

第2次分権改革(H19~):具体的な改革の進展(権限移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)等)
権限移譲(72項目(実施率69%))、義務付け・枠付けの見直し(975条項(実施率74%))

今後の「展望」 ~今求められる地方分権改革~

改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- 行政の質と効率を上げる
- まちの特色と独自性を活かす
- 地域ぐるみで協働する

目標すべき方向

- 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)の推進
- 地方税財政の充実強化
- 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 改革の成果を実感できる情報発信の展開

今後地方に期待すること

- 改革成果の住民への還元
- 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- 住民に分かりやすい情報発信に努力
- 住民自治の拡充
- 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮
- 改革提案機能の充実
- SNS活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウム等の開催
- 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
- 地方六団体の機能強化

地方分権改革推進本部「事務・権限移譲 見直し方針」 国から地方へ48事項を移譲

内閣に設置されてい
る地方分権改革推進本
部（本部長・安倍晋三内
閣総理大臣）は昨年12月
20日、国から地方公共団
体、また都道府県から
指定都市への事務・權
限の移譲を推進する「事
務・權限の移譲等に關す
る見直し方針」を決定し
た。

見直し方針では、その基本的考え方として、第一次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題となつていった国から地方公共団体への事務・権限の移譲等、また第30次地方制度調査会が昨年6月に答申で示した都道府県

から指定都市へ移譲するとした。
国から地へ移譲するは、自家用車の登録・監査路・河川に関する計画管理の実施移譲以外のう事務・権限ワーカーの求方公共団体農地転用の事項に及び。また、都道府県の権限は、県費の給与等の編成基準の決定や病

方公共団体
事務・権限
有償旅客運送
直等や直轄道
係る整備等に
、工事及び
など48事項、
見直しを行
限は、ハロー
人情報の地
への提供や
許可など18
道府県から指
譲する事務・
負担教職員
負担・学級
決定・定数
院の開設許

可など29事
外の見直しを
権限は、パフ
給申請受理・
項目となつて
移譲された
が円滑に執
う、地方税、
や国庫補助
より確実な
講じ、マニコ
や技術的助言
員の派遣な
支援を実施
いる。

事務・権限
法律の改正
すべき事項は
括法案等を
常国会に提
を基本とすべ
その後、政

項、移譲を行う事務・
ペポートの発
交付など4
という。
た事務・権限
行できるよ
地方交付税
負担金等に
財源措置を
アルの整備
・研修や職
どの必要な
するとして
の移譲等で
により措置
は、所要の一
平成26年通
出することと
とした。

田の閣議で、第四次一括法案（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」）を決定、現在開会中の第186通常国会に提出している。

地方分権改革推進本部は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定と実施を進めるとため、昨年3月の閣議決定により政府に設置されている。

見直し方針の概要・全文は、内閣府のホームページで閲覧・入手ができる。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】

の移譲等に関する見直し方針について

1. 基本的考え方

- 第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

移譲する事務・権限【48項目】

- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

3. 都道府県から指定都市への移譲等

- 移譲する事務・権限【29事項】
 - 例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスター・プラン）に関する都市計画の決定
 - 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】
 - 例：①バスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

5. 一括提案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

道州制推進基本法案に関する意見

全国町村議会議長会は、平成20年の町村議会議長全国大会以来、あらゆる機会を通じて、道州制の導入には反対であることを政府・国会に對し、強く要請してきたところであります。

また、全国の町村議会においても、これまで721の町村議会が「道州制導入に反対する意見書」を可決し、政府・国会に対し提出しているところであります。

さらに、貴党からの要請に応え、再三にわたり、本会の考え方を明確にお示ししてきたところですが、今般の一方的な修正案の提示に加え、我々の考えを無視するかのような、今国会への法案提出へ向けての動きは、誠に残念であるばかりでなく、自由民主党と我々町村議会との間の信頼関係を著しく損なうものであり、誠に遺憾に存じます。

これまで述べてきたところですが、道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであり、むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことがあります。

また、道州制の導入は、町村の存亡、住民自治の崩壊に繋がるものであり、地方自治の根幹を揺るがすものであります。

したがいまして、全国町村議会議長会は、このような法案を受け入れることは到底できませんし、道州制の導入には断固反対いたします。

平成26年2月28日

全国町村議会議長会

二 三 清 蓬 長 會

全国議長会

自民党へ道州制断固反対の意見書提出

県内全町村議会でも反対意見書

（会長・蓬清一香川県直島町議会議長）は2月20日、自由民主党に対し、同党が国会提出に向け法案を作成している「道州制推進基本法案」について、同法案を受け入れることは到底できない、道州制の導入には断固反対であるとする「道州制推進基本法案に対する意見」を提出、要請した。

自民党道州制推進本部（本部長・今村雅弘衆議院議員）が2月19日に、道州制法案の骨子案を

はじめと
に提示し
したもの
の意見で
は道州制
あること
対し強く
り、これ
村議会が
対する意
府・国会
とした上
を無視す
案提出の
と町村議
を著しく

、全国議長会をする地方六団体の導入に反対で政府・国会に要請してきて、今まで721の町道州制導入に反対見書を可決、政に提出しているで、我々の考へるかのような動きは、血民連会との信頼関係損なうもので誠

弱体化され、民自治の導入は云々に遺憾。むしろ多様性を認め、在立性を自立性を改革を進める上で、自民党は、都制は、広域的なして道州内には、置。道州務、また県から移

道州制は、国は町村の存亡、の崩壊に繋がり、多様な自治体の、地域の自主性を高める地方分権を推進していくべしと主張している。児が想定する道州を設置し、道州は、國・都道府県に代わる地方公共団体を設立し、基礎自治体を構成するもので、移譲承継されたまゝ、基礎自治体は、

は 事 府 設 州 と り 州 き 権 は 存 く 住 そ を
の 導 入 全 国 として やかに 申をし 事務分 國・道 民會議 州制國 員30人 る道州 閣總理 骨子 を処理 から移 市町村

道府県にたる事務で2人に閣内に長とすと、委する道置。国区域、治体の審議す埋に答ふも決がんが、県へ採固で、

反対している
月に開催した
、「道州制の
反対する特別
択し、県選出
送付、要望を
また、それに
内のすべての
、昨年、道州
見書を可決し
会に対し提出
（21の町村
、提出した。

定期総会。本会も導入に断「決議」を国会議員行つた。に先立ち、町村議会制反対の政府。全国で議会が可

の町村で事実上の強制合併を余儀なくされ、地域間の格差がますます拡大し住民自治が衰退するとして、全国町村会とともに

地方公共団体であって、国及び都道府県から移譲承継された事務を処理するものをいう。

② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の事務及び都道府県から移譲承継された事務を処理する基礎的な地方公共団体をいう。

③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度をいう。

3 基本理念

道州制の在り方の検討は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。
- ② 国と地方公共団体との役割分担を見直し、道州及び基礎自治体を中心とした多様性、独自性を発揮し得る地方分権体制を構築すること。
- ③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約及び強化を図ること。
- ④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を有する地域経営の主体として構築すること。
- ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる主体とすること。
- ⑥ 国及び地方公共団体の組織を簡素化し、国と地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。
- ⑦ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出することにより、国全体の更なる活力と競争力を生み出すようにすること。

4 道州制の基本的な方向

道州制についての検討に当たっては、次に掲げる基本的な方向に沿って行われなければならない。

- ① 都道府県に代わる新たな広域的な地方公共団体として、全国の区域を分けて道州を設置すること。ただし、都の在り方については、道州制国民会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。
- ② 道州は、国及び都道府県から移譲承継された事務を処理するものとすること。
- ③ 基礎自治体は、市町村の事務を処理するとともに、都道府県から移譲承継された住民に身近な事務を処理するものとすること。
- ④ 道州は、基礎自治体における地域コミュニティの維持及び発展が可能となるよう配慮するものとすること。
- ⑤ 道州及び基礎自治体の議会の議員及び長は、住民が直接選挙すること。
- ⑥ 道州の事務に関する國の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう自治立法権限の拡充を図ること。
- ⑦ 國の行政機関は、地方支分部局を含め、再編若しくは合理化をし、又は道州へ移譲すると

道州制推進基本法案（骨子案）

平成 26 年 2 月 18 日

自由民主党道州制推進本部

地方の時代と言われて、既に相当の年月が経過している。しかしながら、地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達していると考えられる。依然として中央集権と国依存型の統治構造が維持され、東京一極集中と地方の過疎化が進んでいる。こうした中、現在の我が国は、経済・社会の国際化、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来などの様々な課題に直面し、国と地方の財政は極めて厳しい状況にある。

国は、外交、防衛や真に全国的な視点に立って行わなければならない社会保障や教育の根幹など本来の国と地方の役割により重点を移すべきである。一方で、これ以外の役割は、住民に身近な地方の責任において処理し、今一層の地方の主体性を確立していかなければならない。

また、世界市場における国際競争が激化する中で、我が国が国際社会において確固たる地位を占め続けるためには、各地域が自らの判断でそれぞれの強みを発揮し、国際的な競争力を高めていかなければならない。そのためには、より広域でより力の蓄積のあるこれまでとは次元の異なる地方自治の主体を構築することにより、地域の活力を創出し、国全体の更なる活力と競争力を生み出していく必要がある。それが道州である。

道州は、地域の経営主体として、経済成長を担い、雇用を確保し、地方圏への人口の流れを創出するなどにより時代の変化に対応する力を生み出していかなければならない。基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、行政サービスを地域住民の自治を基盤として提供していかなければならない。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることにより、国と地方両方の機能を強化し、国民の期待に応えることが、今求められている。

もとより道州制の導入は國、都道府県、市町村の全てを通じた大きな統治構造の改革であり、その実現には國民の合意と協力が必要である。そこで、まず道州制の全体像を國民に提示し、地方や各分野における意見を十分に踏まえ、國民的な議論を開始する必要がある。その上で、道州制の導入について、國会において適切な結論を得るものとする。

ここに、道州制の在り方について、具体的な検討を開始するため、この法律を制定する。

第 1 総則

1 趣旨

この法律は、道州制の在り方について具体的な検討を開始するため、その基本的方向及び手続を定めるものとする。

2 定義

① 道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、一の都道府県の区域より広い区域（地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域とすることが適當と認められる場合にあっては、当該一の都道府県の区域）をその区域として設置され、基礎自治体を包括する広域的な

8 事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

9 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第 3 道州制国民会議**1 設置**

内閣府に、道州制国民会議を置く。

2 所掌事務

道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議すること。
- イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、法令の規定により道州制国民会議に属させられた事務

3 組織

道州制国民会議は、委員 30 人以内で組織する。

4 委員

- ① 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。
- ② 委員は、非常勤とする。

5 会長及び副会長

- ① 道州制国民会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ② 会長は、会務を総理する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

ともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は必要最小限のものとすること。

- ⑧ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、安定的な地方税体系を構築し、道州及び基礎自治体の役割に見合った税源を配分するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設けること。

第 2 道州制推進本部**1 設置**

内閣に、道州制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 第 3 1 0 ①により道州制国民会議が行う調査審議に必要な各府省の協力に関する総合調整に関すること。
- イ 第 3 1 1 の答申を受けて各府省が行う検討に関する総合調整に関すること。
- ウ 道州制に関する調査及び関係団体との連絡調整に関すること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 組織

本部は、道州制推進本部長、道州制推進副本部長及び道州制推進本部員をもって組織する。

4 道州制推進本部長

- ① 本部の長は、道州制推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- ② 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

5 道州制推進副本部長

- ① 本部に、道州制推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
- ② 副本部長は、本部長の職務を助ける。

6 道州制推進本部員

- ① 本部に、道州制推進本部員（②において「本部員」という。）を置く。
- ② 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

7 資料の提出その他の協力

- ① 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ② 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

12 中間報告

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

13 国会への報告

内閣総理大臣は、11の答申及び12の中間報告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

14 地方六団体との協議

政府は、道州制について地方六団体と協議を行い、その内容が道州制国民会議の調査審議に適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

15 設置期限

道州制国民会議は、11の答申をした日から起算して 6 月を経過する日まで置かれるものとする。

16 政令への委任

この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第4 必要な措置

政府は、第3 11の答申があったときは、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5 その他

- ① この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、②の規定は、公布の日から施行する。
- ② 第3 4による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
- ③ その他所要の規定の整備を行う。

8 資料の提出その他の協力

- ① 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ② 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

9 事務局

- ① 道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。
- ② 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- ③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

10 道州制国民会議への諮問等

- ① 内閣総理大臣は、道州制に関する重要事項を道州制国民会議に諮問しなければならない。
- ② ①の重要事項を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - ア 道州の区域、事務所の位置その他道州の設置に関すること。
 - イ 国、道州及び基礎自治体の事務の分担に関すること。
 - ウ 国の行政機関の再編並びに国と道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。
 - エ 国の立法権限並びに道州及び基礎自治体の自治立法権限並びにその相互関係に関するここと。
 - オ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関するここと。
 - カ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関するここと。
 - キ 道州及び基礎自治体の議会の在り方及び長と議会との関係に関するここと。
 - ク 道州及び基礎自治体の名称その他の組織に関するここと。
 - ケ 基礎自治体間の事務の共同処理、道州による基礎自治体の事務の代行等基礎自治体の事務の補完の在り方に関するここと。
 - コ 基礎自治体における地域コミュニティの役割に関するここと。
 - サ 首都及び大都市の在り方に関するここと。
 - シ 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関するここと。
- ③ 道州制国民会議は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

11 答申

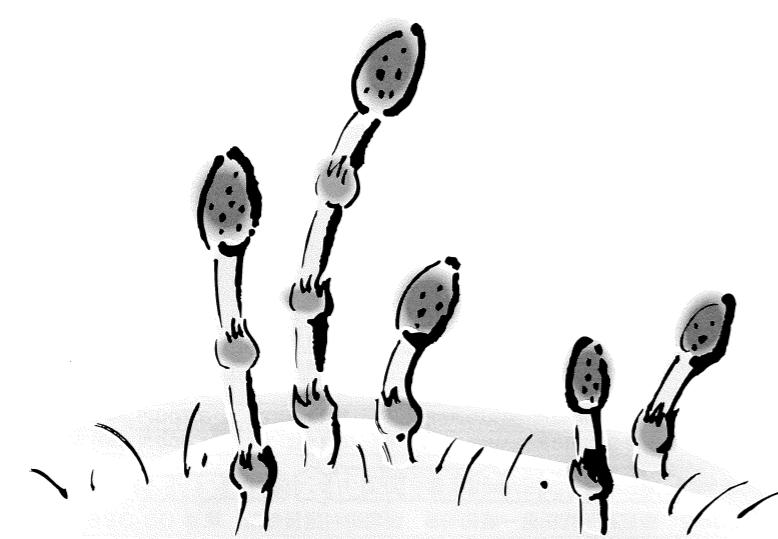
道州制国民会議は、10 ①により諮問を受けたときは、当該諮問を受けた日から 3 年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

新議長プロフィール 再選議長



抱負
錦町議會議長
税所 隆則
年齢 61 歳
議員 4 回当選
議長就任
平成 25 年 12 月 13 日

議長プロフィールについては、昨年 9 月から今年 3 月までに就任された方々を掲載いたしました。

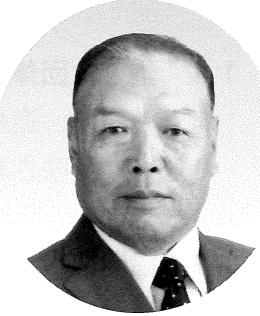


本町においては、農林業の振興や少子高齢化等々、多くの課題が山積しております。さまざまな町政課題の解決に向け、町民の声を反映した政策提言で議論が行われるような議会を目指し、「議会改革」「議会活性化」に引き続き取り組みながら、町民負託と信頼に応えられるよう誠心誠意努めて参ります。



抱負
長洲町議會議長
松井 一也
年齢 66 歳
議員 5 回当選
議長就任
平成 25 年 10 月 25 日(再選)

今回で 3 期目の議長就任となりました。本町がめざす「みんなの力で、夢・希望・活力・安全・安心のあるまちづくり」の構築のため、町長、その他の執行機関との立場や権能の違いを踏まえ、常に緊張感のある関係を保ちながら、本町が抱える課題解決の一翼を担い、町民の皆さまの福祉の向上を第一に、町政の発展に邁進してまいります。



抱負
南関町議會議長
酒見 喬
年齢 72 歳
議員 3 回当選
議長就任
平成 26 年 3 月 3 日

藩政時代から豊前街道の宿場町として知られ、今もその名残りが随所に残り、北の拠点として栄えた町でもあります。そのような人情味豊かな町に、県が行う産業廃棄物処分場建設さらには県立高校の再編で南関高校の廃校が決定するなど、W パンチで逆境の中にあります。それを逆手に行政と議会が一体となり、さらに飛躍する南関町、住んでよかつた南関町の建設を目指したいと思つております。



抱負
水川町議會議長
永田 義昭
年齢 67 歳
議員 6 回当選
議長就任
平成 25 年 11 月 8 日

急速に進行する少子高齢化や基幹産業である農業・工業の衰退などに対し、議会の使命である批判と監視を強め、課題解決に向けた議論を深めていきます。「住民主役」の原点に立ち、住民代表としての期待に応え、町執行部とともに豊かで住みよいまちづくりに誠心誠意努力していく所存です。



抱負
山都町議會議長
中村 一喜男
年齢 63 歳
議員 4 回当選
議長就任
平成 25 年 11 月 6 日

急激な少子高齢化の進展や人口の減少、また厳しい財政状況の中につつて、本町は、合併して十年の節目を迎えるとしている。五年後には九州中央自動車道が部分開通し、大きな期待が寄せられているところであるが、これに併せた町の振興策もしっかりと考えていかなければならぬ。議会においても、こども議会を開催し、若い人たちに关心を持つてもらうなど、何よりも町民の一体感を大切にしながら、今後とも町民の信頼や負託に応えて参りたい。

全国町村議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)

保険期間 平成 26 年 1 月 1 日午後 4 時から 1 年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5つの特長

1 「病気」を補償します!

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)となった場合の補償もセツります。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します(注1)。
- また、1回の入院につき 120 日限度、通算 1,000 日まで補償します。

2 団体割引 30% の、割安な保険料です!

ご加入年齢 満 60 歳～満 64 歳の場合 (A 型にご加入いただいた場合)	23,070 円
疾病入院保険金 1 日につき 5,000 円 入院中の手術 : 入院保険金日額の 20 倍 外来の手術 : 入院保険金日額の 5 倍	(保険期間 1 年、年払) (団体割引 30% 適用)

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です!

- 議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 79 歳(保険始期日時点の満年齢)まで加入できます。

4 お手続きは簡単です!

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます(注2)。
- 保険期間は 1 年間です。以降 1 年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません(注3)。

5 無料の健康・介護相談サービス (損保ジャパン・アシスタントダイヤル)をご利用いただけます!

(注 1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため 1 日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(注 2) 加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

(注 3) 本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

*このポスターは概要を説明したもので、詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

[保険契約者]
全国町村議会議員互助会

[取扱代理店]
株式会社 まちむら

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308

[引受保険会社]
株式会社 損害保険ジャパン
営業開発第二部 第三課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL 03-3593-6456 FAX 03-3593-6753

SJ13-05139 2013.8.08

全国町村議会議員 団体補償制度

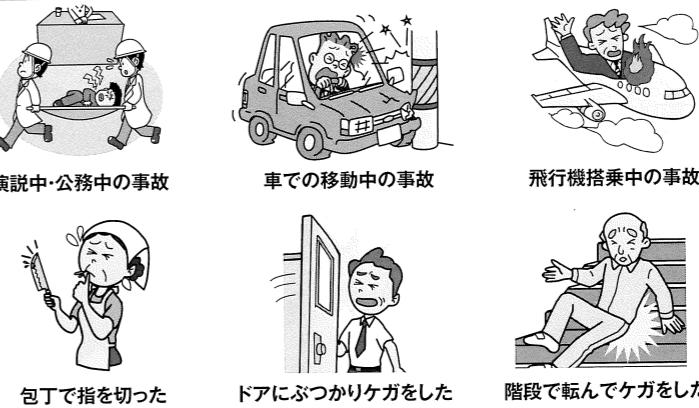
ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間(随時加入できます)。
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケ
ガ
加入者
(議員)
ご本人
および
配偶者
(夫婦型に
ご加入の場合)



夫婦型の
ご加入を
おすすめ
いたします

個人
賠償
責任



制度の特長

保険金額と掛金(保険料+制度運営費)

(注) 本人型と夫婦型は、重複して加入できません。
(保険期間 1 年間 職種級別 A 級) 年払の場合

加入タイプ ケガの補償の対象者	本人型 加入者(議員・退職議員)本人		夫婦型 加入者(議員・退職議員)本人 配偶者	
	保険金額	保険金額	保険金額	保険金額
ケガ	死亡 交通事故 後遺障害 交通事故以外のケガ	1,558万円 800万円	1,558万円 800万円	1,075万円 600万円
入院	交通事故 交通事故以外のケガ	日額 8,000円 日額 4,000円	日額 8,000円 日額 4,000円	日額 8,000円 日額 4,000円
手術	交通事故 交通事故以外のケガ	8万円・16万円・32万円 4万円・8万円・16万円	8万円・16万円・32万円 4万円・8万円・16万円	8万円・16万円・32万円 4万円・8万円・16万円
通院	交通事故 交通事故以外のケガ	日額 2,500円 日額 1,500円	日額 2,500円 日額 1,500円	日額 2,500円 日額 1,500円
個人 賠償 責任	個人が自身の生活で、他の身体、財物を害し、法律上の賠償責任を負担した場合 (除く自動車事故、機械事故など)	最高 5,000万円 (自己負担額なし)	最高 5,000万円 (自己負担額なし)	最高 5,000万円 (自己負担額なし)
保険料	20,000円	20,000円	33,000円	33,000円
事務運営費	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
掛金(保険料+事務運営費)	22,000円	22,000円	35,000円	35,000円

本年度は、約 15%(注)の割引となります。

(注) 団体割引 30%、過去の損害率による割増 35%、大口割引 10% を乗算しています。

補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円 (保険料 20,000円)	35,000円 (保険料 33,000円)	1月1日	11,000円 (保険料 10,010円)	17,500円 (保険料 16,520円)
8月1日	20,200円 (保険料 18,340円)	32,100円 (保険料 30,260円)	2月1日	9,200円 (保険料 8,340円)	14,600円 (保険料 13,750円)
9月1日	18,400円 (保険料 16,670円)	29,200円 (保険料 27,500円)	3月1日	7,400円 (保険料 6,660円)	11,700円 (保険料 11,000円)
10月1日	16,500円 (保険料 15,000円)	26,300円 (保険料 24,760円)	4月1日	5,500円 (保険料 5,010円)	8,800円 (保険料 8,260円)
11月1日	14,700円 (保険料 13,340円)	23,400円 (保険料 22,000円)	5月1日	3,700円 (保険料 3,340円)	5,900円 (保険料 5,510円)
12月1日	12,900円 (保険料 11,670円)	20,500円 (保険料 19,260円)	6月1日	1,900円 (保険料 1,670円)	3,000円 (保険料 2,750円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

● 本保険制度は、株式会社損害保険ジャパンを幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。

● ご契約者以外に対する方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損害保険会社までお問い合わせください。

○取扱代理店 株式会社 まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830

○幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-3287

SJ12-13287 2013年3月8日作成

議長会の動き

(平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月)

全国議長会・ブロック会等

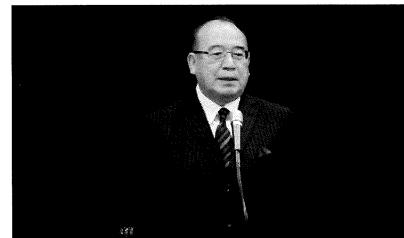
平成 25 年	10.3	連絡調整会議 (東京・全国町村議員会館)	1.22	九州各県町村議会議長会協議会 (鹿児島市)
	10.23	都道府県会長会 (議員会館)	2.6	全国町村議会議長会第 65 回定期総会 (議員会館)
	11.12	自由民主党幹部との懇談会 (東京・自由民主党本部)		都道府県会長会 (議員会館)
	11.13	第 57 回町村議会議長全国大会 (東京・NHK ホール)	3.6	九州各県町村議会議長会事務局長会 (長崎市)
平成 26 年	1.16	連絡調整会議 (議員会館)		

本会

平成 25 年	10.24	町村議会事務局職員研修会 (熊本県市町村自治会館) 講師：有限会社ユニバーサルワークス代表取締役 清家 順 氏 演題：「議会におけるウェブ媒体の活用」
	10.31	熊本県町村議会議員研修会 (熊本県立劇場) 講師：白鷗大学教授・東北福祉大学特任教授 福岡 政行 氏 演題：「2014 年の日本の政治と経済を展望する」
	11.7	第 2 回監査会議 (自治会館)
	11.21	町村議会広報研修会 (自治会館) 講師：熊本日日新聞社 NIE 専門委員・熊本大学客員教授 越地 真一郎 氏 (第 1 部) 講話とワークショップ 「『伝わる』作法～議員プレゼン力を磨こう」 (第 2 部) 議会広報クリニック 「1 紙 1 長 1 短～ワンポイント講評」
平成 26 年	1.24	第 4 回郡事務局長会議 (自治会館)
	1.25	第 4 回理事会議 (自治会館)
	2.13	町村新議員研修会 (自治会館) 講師：本会事務局長 古家 陽介 演題：「議会の制度と運営について」
	2.18	第 64 回定期総会 (自治会館)



清家 順 氏



福岡 政行 氏



越地 真一郎 氏



町村新議員研修会